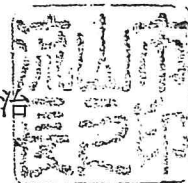




流 社 第 4 6 3 号
平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日

流山市福祉施策審議会
会長 小島 富美子 様

流山市長 井崎 義治



流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例（案）について（諮問）

長寿を祝福するとともに敬老思想の高揚を図り、老人福祉の増進に寄与することを目的として、本市では、流山市敬老祝金支給条例（昭和 50 年条例第 15 号）を制定し、昭和 50 年度から敬老祝金を支給しています。

敬老祝金については、その時々々の社会情勢に合わせ、対象者及び支給額の見直しを行い、現在は、88 歳（米寿）20,000 円、99 歳（白寿）30,000 円、100 歳以上 50,000 円となっています。

本市の 75 歳以上の人口は平成 27 年（西暦 2015 年）が 17,193 人であるのに対し、平成 37 年（西暦 2025 年）には 29,400 人となり、約 12,200 人増加が見込まれ、現状の高齢者サービスを維持していくための財源確保は非常に難しくなることが予測されます。

介護保険財政においては、介護給付費は平成 27 年（西暦 2015 年）の 96.1 億円から平成 37 年（西暦 2025 年）には 180 億円を超え、現在の約 1.9 倍に増加することが見込まれます。

このため、現在実施している各種サービスは転換を図る時期を迎えており、今後は元気な高齢者を増やしていくための方策を実施していくことが重要となることら、高齢者サービスのうち特定の対象者に現金を支給している敬老祝金支給事業を改正し、それらの事業の財源に充てるものです。

つきましては、当該条例の一部改正にあたり、本市の附属機関であります貴審議会の意見を求めたく諮問します。

記

1 流山市敬老祝金支給条例の一部を次のように改正する。

(1) 対象者及び祝金の金額

年 齢	改 正 前	改 正 後
88 歳 (米寿)	2 万円	1 万円
99 歳 (白寿)	3 万円	廃止
改正前は 100 歳以上の方 改正後は 100 歳の方	5 万円	5 万円

(2) 改正により削減した財源の活用

《平成 28 年度予算への対応》

※削減費を 1,000 万円とした場合

① 高齢者ふれあいの家の充実

高齢者の活動の場所を充実させるため高齢者ふれあいの家をさらに身近で通いやすくすることとし、平成 28 年度は 6 施設を増設します。このことから事業費として 200 万円を増額します。

② 高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう支援する事業の充実（介護特別会計）

毎日のいきいきとした暮らしの基礎となる運動機能と栄養状態の維持・向上を図る複合的な介護予防教室を身近な場所で行う取り組みを充実します。

また、加齢とともに発症率が高まる、認知症状を抱えた場合でも、地域で暮らし続けられるよう専門職による早期の対応体制を充実します。

これらの事業を介護保険制度の地域支援事業として位置づけることで削減額のうち 800 万円を充当することにより、国費、県費及び介護保険料等を財源として 5,000 万円相当の事業費を確保します。